

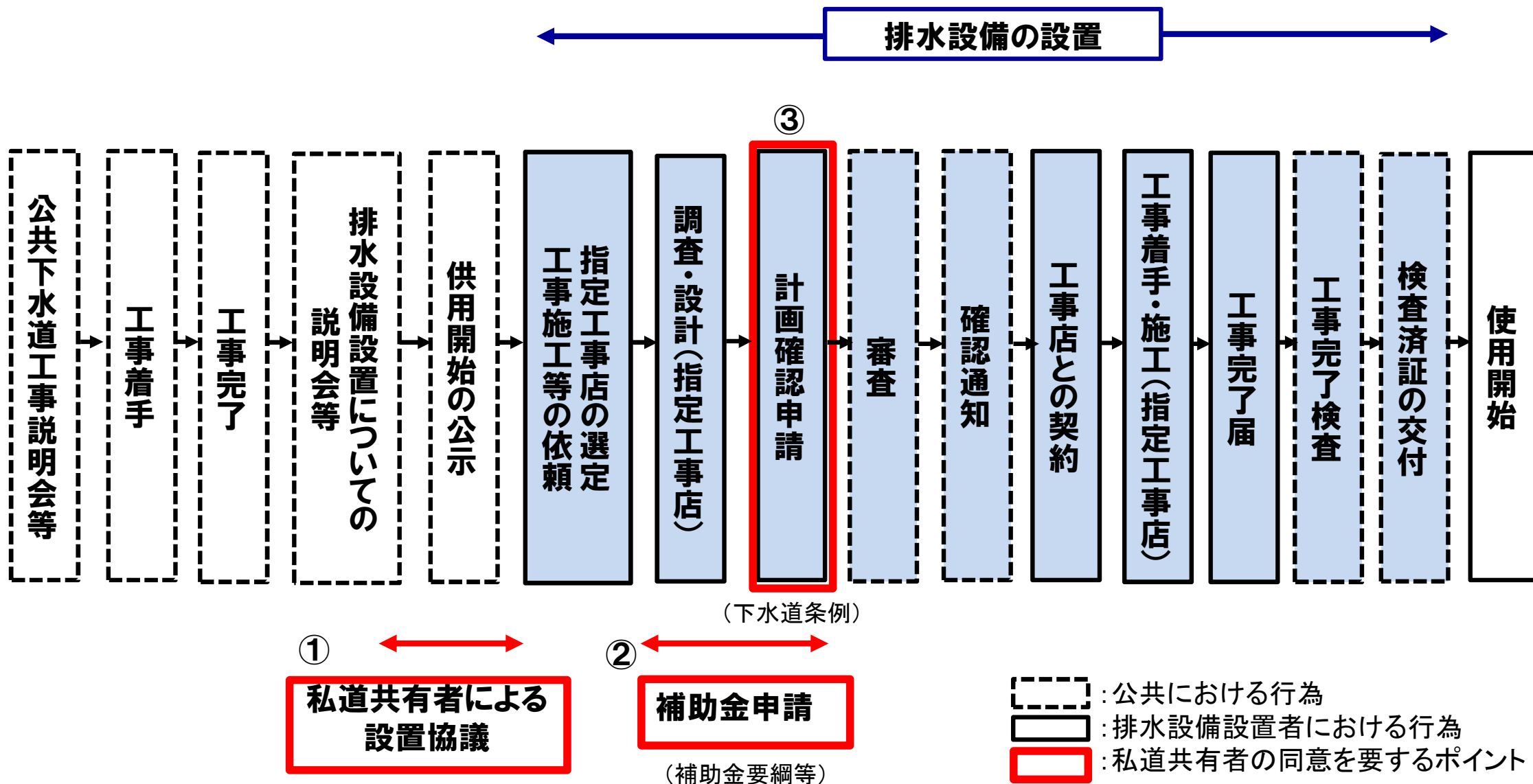
勉強会における主な論点等について

1.（論点1）

共有私道における排水設備の設置等に係る
行政手続きの実態等について

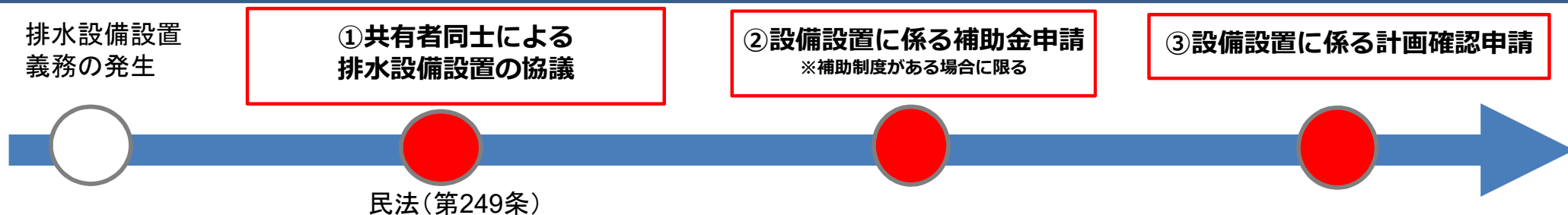
①排水設備設置から使用開始に係る事務等の流れ

公共下水道工事から排水設備の設置・使用開始までの一般的な手順は下記のとおり



②共有私道に排水設備を設置する際の共有者の同意要件の整理

共有私道に排水設備を設置する際、大きく以下のポイントで共有者の同意形成が求められる。



○各ポイントにおいて求められる同意要件等

	①排水設備の設置の判断		②補助金申請 (※) 制度を有する自治体 : 331団体/1449団体(22.8%)	③計画確認申請
	共同所有型私道	相互持合型私道		
根 拠	民法第249条	下水道法第11条 第1項	各自治体の補助金要綱 等	各自治体の下水道条例
同意要件	全員同意不要 (単独設置可)	全員同意不要	☆申請書において共有者の同意を 求める 200/331団体(60.4%) (うち、求める同意の範囲) (※) 全員 153/331(46.2%) 不明者除き全員 34/331(10.3%)	☆申請書において共有者の同意を 求める 1,020/1,449団体(70.4%) (うち、求める同意の範囲) (※) 全員 737/1,020(72.3%) 不明者除き全員 199/1,020(19.5%)
申請書類において求める本人確認のための押印 等	—	—	認印 161/200(80.5%) 実印 33/200(16.5%) 印鑑証明 29/200(14.5%) (※)	認印 928/1,020(91.0%) 実印 88/1,020(8.6%) 印鑑証明 248/1,020(24.3%) (※)

実体としては①の同意要件によらず、②、③の申請手続で同意要件が設備の円滑な設置に影響 (※令和3年1月国交省実態調査による。)

(参考①) 設備設置に係る計画確認申請に係る申請書の例

- 自治体によっては、排水設備計画確認申請書において、申請者に対し、
 - ・ 所有者全員の承諾(同意)を求めている
 - ・ 認印の他、実印や印鑑証明等を求めている
- 例がある。

(新潟県三条市の例) 新潟県三条市HPより抜粋

様式第3号(第5条関係)

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

(宛先) 三 条 市 長

(申請者が法人の場合は所在地及び名称)

申 請 者	住所	
	氏名	(※)
	(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。	
	電話	()

排水設備等の設置工事について、計画の確認を得たいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	住 所	
使 用 者 名 (上水道の使用者と同一人とする。)	フリガナ 氏 名	
権 利 の 区 分	☐ 自己所有地 ☐ 借 地	☐ 持 家 ☐ 借 家
※他人の土地又は排水設備を使用する場合の所有者の氏名	土 地 の 所 有 者	排水設備所有者
工 事 区 分	排水設備工事 ☐ 新 設 ☐ 増 設 ☐ 改 築 ☐ 変 更	
使用水等の状況	使用水	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 併 用
	排水内容	☐ 家庭用 ☐ 業務用 ☐ 浴場用
	排水人員	昼 人 夜 人
工 事 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
施 工 業 者 等	指定工事店番号 第 号 電話 ()	
予 定 工 事 費		
添 付 図	☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ 縦断面図 ☐ 構造図 ☐ 設計書等 ☐ 同意書 ☐ 委任状 ☐ その他()	
排水設備等設置資金融資希望	有・無 金融機関名	

注意 この申請書は、着手予定日の7日前までに提出してください。
この申請書は、正副2部提出してください。
※印は、該当する方のみ記入してください。

(申請書)

○ 三条市下水道条例施行規則

(排水設備等の計画の確認申請書等)

第5条 条例第5条の規定により、排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書(様式第3号)に次の書類を添付して工事着手の7日前までに正副2部を市長に提出しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) ~ (5)略

(6) 他人の土地又は排水設備を使用するときは、その同意書

同 意 書

年 月 日

様

土地所有者(建物所有者若しくは排水設備所有者)

住 所

氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

私所有の下記物件において、排水設備を施工(使用)することに異議なく同意します。

記

1 物件の表示

※土地の場合は地番、建物及び排水設備の場合は家屋番号(住居表示)を記入してください。

(同意書)

申請の前に予め申請者により
共有者の承諾を得る必要

(参考②) 排水設備設置に係る補助金交付申請書の様式例

- 自治体によっては、排水設備補助金申請書において、申請者に対し、
- ・ 所有者全員の承諾(同意)を求めている
 - ・ 認印の他、実印や印鑑証明等を求めている
- 例がある。

(岡山県岡山市の例) 岡山県岡山市HPより抜粋

様式第1号 (第7条関係)

補助金交付申請書

岡山市長 様

年 月 日

申請者 住所
(申請代表者) 氏名

署名又は記名押印

(連絡先 Tel)

私道共同排水設備を設置したいので、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

申請に当たっては、同要綱並びに岡山市補助金等交付規則に定める各条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 補助事業名	岡山市私道共同排水設備設置事業
2 事業の内容	私道共同排水設備の設置
3 事業の目的	水洗化の普及促進を図るため
4 私道共同排水設備設置場所	岡山市
5 私道共同排水設備利用戸数	戸
6 工事着工予定日	年 月 日
8 工事完了予定日	年 月 日
9 施工者 (施工業者)	住所 名称 代表者氏名 TEL
10 添付書類	① 申請代表者委任状・申請者誓約書 ② 私道土地所有者等共同排水設備設置承諾書 ③ 私道共同排水設備を設置する土地所有者等全員の印鑑証明書 ④ 私道共同排水設備設置工事見積書 ⑤ 滞納無証明書 ⑥ 位置図 ⑦ 私道共同排水設備設計図 ⑧ 公園の写し ⑨ 土地の登記簿謄本又は登記事項証明書

(申請書)

様式第3号 (第7条関係)

私道土地所有者等共同排水設備設置承諾書

岡山市長 様

年 月 日

下記表示の土地に岡山市が補助する私道共同排水設備を設置することについて、岡山市私道共同排水設備設置補助金交付要綱第3条の規定により、土地所有者等と協議し、承諾を得ました。

申請代表者 住所

氏名

署名又は記名押印

番号	使用承諾する土地の所在 (登記簿記載の地番を 記入して下さい。)	使用承諾する土地 所有者等の住所	氏 名	印※
1				
2				
3				
4				
5				
6				

関係者と協議済の
同意書

印は印鑑証明の印

添付書類にて関係者
の同意書を求める

(申請書の添付書類)

2.（論点2）

共有私道における排水設備の設置等に係る
自治体独自の取組について

排水設備の公共下水道への速やかな接続を促すため、市町村独自の支援制度として、排水設備設置に係る独自の制度等を設けている場合がある

<自治体独自制度の例>

※  :原則 赤枠: 独自制度の例

設置施設の種別	設置者	施 工	費用負担
排水設備	土地所有者等	指定工事店	土地所有者等 (補助金ありの場合あり)
	土地所有者等	② 公共団体 (施工委託)	土地所有者等 (補助金ありの場合あり)
③ 公共下水道	公共団体	公共団体	公共団体

(埼玉県川口市の例) 埼玉県川口市HPより抜粋

・川口市私道共同排水設備整備補助金交付要綱

(補助金の交付の申請)

第8条 代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に着手する前に、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。
(1)～(9) (略)

○ 交付対象、補助金額等の要件

(私道に関する条件)

- ・私道の道路幅員(道路側溝も含め)が1.8メートル以上かつ、支障なく工事が出来る幅を有すること。
- ・共同排水設備に接続する建築物が、現に2戸以上あること。
- ・私道の一端が、公道に接していること。

(施工者に関する条件)

- ・工事施行者が市税等を滞納していないこと。
- ・工事施行者が上下水道料金を完納していること。
- ・工事について、当該私道の所有者全員の承諾を得ていること。
- ・工事費の負担割合について、工事施行者全員が承諾していること。
- ・共同排水設備工事が完了した後、速やかにくみ取便所・し尿浄化槽から水洗便所に改造し、共同排水設備に接続すること。

(補助対象経費)

- ・排水設備工事に要する経費

(補助金額)

- ・補助対象工事に要した工事費の10分の8以内

○ 補助金交付申請書の様式

様式第1号(第8条関係)

私道共同排水設備整備補助金交付申請書

(☐ 新規 ・ ☐ 布設替)

年 月 日

(あて先) 川口市上下水道事業管理者

工事施行者代表者

住 所

氏 名

電 話

実印

川口市私道共同排水設備整備補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

工 事 施 工 場 所	川口市	地 先	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
補 助 対 象 工 事 費	円		
補 助 金 交 付 申 請 額	円 ※上記工事費に0.8を掛けた額(千円未満を切り捨て)		
私 道 の 状 況	幅 員 装 備 ☐ 有 ☐ 無 m 延 び 字 側 溝 ☐ 有 ☐ 無 m		
私 道 内 の 地 下 埋 設 物 状 況	水 道 管 ☐ 有 ☐ 無 ガ ス 管 ☐ 有 ☐ 無 既 設 排 水 管 ☐ 有 ☐ 無 そ の 他 ()		
戸 数	くみ取り 戸 ・ 浄化槽 戸 ・ その他 戸	合 計 戸	
工 事 施 工 業 者	所 在 地		
	名 称		
	代 表 者		
添 付 書 類		事 前 審 査	有 ・ 無
☐ 工事設計書 ☐ 工事承諾書・委任状・誓約書		事前審査番号	第 号
☐ 案内図 ☐ 印鑑登録証明書		受 付 印	
☐ 公図の写し及び区画図 ☐ 登記事項証明書(全部事項証明書)			
☐ 平面図 ☐ その他管理者が必要と認める書類			
☐ 縦断面図			
補 助 番 号	第 号	補 助 金 交 付 予 定 額	円

※太線枠内のみ記入のこと

(東京都港区の例) 東京都港区HPより抜粋

・港区私道整備に関する条例

(工事)

第三条 区の助成により私道整備をしようとする者は、区長に工事の委託を申請しなければならない。

(助成事業)

第四条 助成事業は、公道に準ずる私道に係る路面の簡易な舗装並びに排水施設の新設及び補修工事を対象とし、申請者の委託に基づいて予算の範囲内で行う。

・港区私道整備に関する条例施行規則

(申請)

第二条 条例第三条の規定により工事の助成を申請しようとする者は、工事委託申請書(第一号様式)及び条例第六条の規定による承諾書(第二号様式)を区長に提出しなければならない。

○ 交付対象、補助金額等の要件

以下のいずれかの場合、区がその工事費の全額を助成

- ・ 起点又は終点が公道又は他の私道に接するもの
- ・ 区長が特に必要と認めるもの

○ 工事委託申請書の様式

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(宛先) 港区長

住所

申請者代表

氏 名

(※本人が氏名を手書きしない場合は、記名押印してください。)

工 事 委 託 申 請 書

港区私道整備に関する条例第3条の規定により、下記の道路工事を委託したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、土地関係諸権利等の調整及び私道の整備完了後の維持管理については、申請者が責任をもつて処理します。

記

1 工事件名

2 施工場所

3 工事規模

(1) 延 長

(2) 幅 員

(3) 面 積

4 添付書類

(1) 申請者名簿

(2) 承諾書

(○山口県下関市の例) 山口県下関市HPより抜粋

・私道における公共下水道布設の取扱基準

(申請)

第4条 私道に公共下水道の布設を希望する者(以下「申請者」という。)は、代表者を定め、公共下水道布設申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、申請するものとする。

(1)～(8) (略)

○ 布設の要件

- ・ 私道に布設する公共下水道を利用する家屋が、2 戸以上
- ・ 3分の2 以上 の家屋が、直ちに 排水設備の改造工事を行うことが明らか
- ・ 下関市と私道の所有者との間に使用貸借契約が締結できること
- ・ 土地に対して地役権、借地権等を有している関係人の承諾が得られること
- ・ 私道の所有者が、この基準による公共下水道の布設及び維持管理による私道の使用を承諾していること
- ・ 私道の所有者が、私道の所有権を第三者に譲渡し、又は当該土地に制限物権その他の権利を設定する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することになる者に、公共下水道布設部分の使用権の存続を受け継がせることについて、私道の所有者から確約が得られること
- ・ 私道の使用期間は、使用貸借 契約締結の日から公共下水道敷としての用途を廃止するまでとし、使用料が無償であること
- ・ 公共下水道布設後公共下水道布設後は、公共下水道の維持管理に係る費用以外の費用は私道の所有者負担すること
- ・ 新たに利用を新たに利用を申し出た者があるときは、正当な理由がない限り接続を拒まないこと

○ 公共下水道布設申請書の様式

様式第1号 (第4条関係)

公共下水道布設申請書

年 月 日

(宛先) 下関市上下水道事業管理者

申請代表者

住 所

氏 名 (自署)

別紙のとおり公共下水道布設承諾書及び必要書類を添えて公共下水道の布設を申請いたします。

また、本申請により布設した公共下水道施設に他の公共下水道施設を接続することを了承いたします。

記

私道の位置 下関市 町 丁目 番 号

番地

3. 勉強会におけるテーマ等

（論点 1）共有私道における排水設備の設置等に係る行政手続について

- ❑ 数年経過した分譲地では、所在のわからない所有者、相続登記されていない土地等もある。多数の共有者がある場合には、全員の承諾書の取得に多大な労力と時間を要する。
(宅地建物取引業者)
- ❑ 私道に不明な所有者がいる場合、自治体に報告するための不明者所在等の調査に時間がかかり、通常の手続きに比して数ヶ月設置届出に時間を要することがある。 (宅地建物取引業者)
- ❑ 共有私道における排水設備設置に係る補助の同意書類として、実印と印鑑証明が必要なことが速やかな申請の支障となっている。 (施設設置義務者の民間事業者)

（論点 2）共有私道における排水設備の設置等に係る自治体独自の取組について

- ❑ 共有私道における排水設備設置に係る全国の自治体の取組状況（対象要件・補助率）等を知りたい (自治体)
- ❑ 共有私道における排水設備設置に係る自治体独自の取組についての法令解釈を知りたい
(自治体)

【テーマ1】

共有私道における排水設備の設置等に係る行政手続の実態・課題整理

- ・ 設備設置者による排水設備の設置計画の届出時、補助申請時に設置者に求める共有者の同意状況や確認書類、手続手法等を再整理
- ・ 手続きの見直しに慎重とする自治体がある場合、実務上の理由や課題を把握・整理

【テーマ2】

共有私道における排水設備の設置等に係る自治体独自の取組に係る法的整理・ 実例把握

次のそれぞれの場合について、下水道法において土地所有者の設置義務とされていることに係る各取り組の法的整理を明確にした上で、各自治体における対象要件や補助率等を把握・整理

- (1) 自治体が設備設置主体たる土地所有者に対する補助制度を設けるとする制度
- (2) 自治体が設備設置主体たる土地所有者に代わり、排水設備や公共下水道を設置するとする制度

- 国土交通省では各種政府方針等を踏まえた共有私道における排水設備の円滑な設置等を促進するため、令和3年1月の第1回調査に続き、本年、第2回の実態調査を実施予定

【実施時期】 令和3年11月中旬～12月中旬

【対象】 1,449団体（下水道管理者）

【主な調査項目（案）】

1.「共有私道ガイドライン」の認識状況

2.共有私道への排水設備設置届出等について

- ①設置届出の際に求める同意書における対象者の範囲（全員/所在不明者を除き全員 等）
- ②①の根拠（条例/規則/運用 等）
- ③所在不明の共有者がいる場合の対応
- ④同意確認書類で求める押印や証明書の状況
- ⑤手続きの見直し状況や、見直しに慎重とする理由（【慎重とする理由の選択肢例】住民同士のトラブル回避の観点/他インフラとの並びの観点/現状制度で困っていない 等）

3.共有私道への排水設備設置に係る自治体独自の支援制度について

- （i）自治体が排水設備の設置主体たる土地所有者に対する補助制度を設ける事例
 - （ii）自治体が排水設備の設置主体たる土地所有者に代わり、共有私道に排水設備を設置する事例
 - （iii）排水設備に代わり自治体が公共下水道を布設する事例
- について、2.①～⑤の質問に加え、以下を質問予定
- ①制度の有無、活用実績
 - ②制度が適用される私道の要件 等

○第1回（令和3年11月15日）

- ・勉強会設置趣旨について
- ・民法改正と「共有私道ガイドライン」の改訂について
- ・勉強会における主な論点
- ・共有私道における排水設備設置に関する実態調査（第2回）案の紹介 等

○第2回（令和4年1月17日（予定））

- ・自治体における行政手続の簡素化の例・課題/独自手続に係る自治体からの事例紹介
- ・自治体への第2回実態調査の結果の紹介
- ・自治体における独自手続に係る法的整理 等

○第3回（令和4年3月頃）

- ・共有私道における排水設備設置に係る手続きに係る考え方・事例・課題等のとりまとめ



とりまとめ結果を自治体にフィードバックし、自治体における取組推進につなげる